

築上町告示第87号

平成24年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年7月20日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成24年7月31日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

応招しなかった議員

平成24年 第1回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

平成24年7月31日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成24年7月31日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第73号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第5 議案第74号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第73号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第5 議案第74号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君

13番 田原 宗憲君                      14番 信田 博見君  
15番 武道 修司君                      16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君    副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 進 俊郎君    総務課長 ..... 吉留 正敏君  
財政課長 ..... 則行 一松君    企画振興課長 ..... 渡邊 義治君  
建設課長 ..... 平尾 達弥君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成24年第1回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、信田博見議員、15番、武道修司議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田議員。

議会運営委員長(信田 博見君) 平成24年第1回築上町議会臨時会の議会運営委員会の報告をいたします。

7月25日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案どおり決定いたしました。7月31日、本日は本会議に議案の上程、議案質疑応答、討論、採決です。

会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定しましたので報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますとおり、案件は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について外1件です。

以上で報告を終わります。

議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会で提案されています日程第4、議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第5、議案第74号平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第74号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

### 日程第4. 議案第73号

議長(田村 兼光君) 日程第4、議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成23年12月5日付議案第97号をもって議決された「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」築上町コミュニティセンター新築工事(Ⅰ工区 電気・機械工事)工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

平成24年7月31日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第73号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

本議案は、築上町コミュニティセンター新築工事のI工区の電気・機械工事の変更でございますけれども、本来なら、先ほど朗読いたしました、平成23年の11月16日に条件つき一般競争入札を行い、九州電工が落札をしております。

予算の都合上というか、国の補助金の都合が、23年度と24年度に分けて決定がされるというようなことで、今回電気工事の部分を増嵩ということで、今回追加する内容は、太陽光発電設備工事の55キロワットを一応発電するというようなことで追加いたしております。

それから、防音の空調設備工事ということで、これも、いわゆるI工区の電気・機械工事の中に含めて変更をするものでございます。

なお、別途契約というのも一応検討いたしました、なかなか工事の施工上、一体性が、これは確保しなければならないと。

それから、後のメンテナンス、それから工事の責任というようなことで、当初落札の九州電工と変更契約するのが望ましいという結論に至りまして、金額が大きくございますけれども、8,434万3,350円を追加いたしまして、1億3,230万円を2億1,664万3,350円に改めるものでございます。

議案の中身の資料が、お手元に一応配付してあると思いますので、御参照いただきながら、ぜひ御採択をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今回の追加予算の中で、太陽光の部分は、後から計画変更というか追加で出したということでふえたというのは理解できるんですが、これほどの建物を建てるのに、空調設備が当初の計画の中に入っていない。設計の中には入ってたんですけど、国の予算の関係上、これがのけられてたと。で、平成24年度についたと。

これが24年度について今回来たからいいものの、もし、これ24年度、国のほうがこれを認めないということになったときに、空調設備のない建物になってたという可能性があると思うんですが、その点についてお聞きしたいというように思います。

議長(田村 兼光君) 企画振興課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

防音空調につきましては、当初、設計の中に組み込んで一括発注というところで進んでおりましたけ

れども、先ほど町長の説明のとおり、国の予算上の関係で24年度に予算づけがされたということです。

もし、つかなければということなんですけれども、一応協議の中で、24年度にこの部分は予算措置をするという約束といたしますか、そういう防衛局との協議の中で行ってまいりましたので、24年度予定どおり、今回予算措置していただいておりますという経過でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 国との約束でということで、ほぼ間違いないんでしょうけど、政権がかわったらやり方が変わったりとか、今まで見て約束してたものが見られなくなったりとかいうことがやっぱり、過去にも何回かそういうようなこともありますんで、こういうものに関しては、よほど慎重に対応していただいて、無駄のないようなやり方をとっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この太陽光発電を55キロワットふやし75キロワットにした場合には、このコミュニティセンターの電気は、これですべて賄えるんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

今回、55キロワット、それと、当初20キロワットございまして、合計で75キロワットということになります。全体を賄うには、まだこれでは不足しております。

お手元のほうに関連資料として配付させておる中で、若干触れさせていただいておりますけれども、電気料金に換算して、約120万円程度ぐらいの効果があるのではなかるうかというところでございます。全体的にすれば、3割、4割 3割ちょっと超えるぐらいじゃなかるうかなというふうに考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 1点だけ聞きますが、入札残、執行残がどれぐらいあるのか、当然その執行残のパーセンテージで、これ実施しておったものですけど、入札の執行残のパーセンテージわかる……

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

当初、全体計画の中での予算組みを行っております。執行残というのが、ちょっと額があれなんですけど、一応、請負落札率が85.3%で落ちておりますので、その差額が執行残と言えば執行残ですけども、その分についてもほかの予算に振りかえるというような形で、全体の予算を今確保しているところでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) その入札の85%で、増嵩の部分計算してるちゅうことで理解していい、そういうこと、85%で計算しちよるということやね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、変更契約がございますので、当初契約の請負比率ということで、今回の分も請負比率で算出して計算しております。

議長(田村 兼光君) どうですか。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) まず、何で地元のためにつくっているコミュニティセンターに地元の人たちが入らないのかという、仕事ができないのかというのが、まず1点の反対の理由。

それと、太陽光発電に関しまして、最低価格での契約額が確定されると言いますがけれども、今の太陽光発電はキロワット当たり40万円ぐらいから始まって、100歩譲って80万円になって4,400万円なんですよね。

それで、この変更増額が4,600万円ということは、異常に高い太陽光発電契約を結ぼうとしているという、そして、防音空調設備工事など特にまた、地元の空調関係、電気屋さん関係だってできる仕事、太陽光発電もできる仕事、そして、メンテナンス関係はメーカーが保証するので、メンテナンス関係もそんだけ言わないし、そして、九電工に対してメンテナンス契約をまた交わすことによって、地元の方は置き去りになると。

地元を完全に無視して、また、コミュニティセンターづくりをやっていこうということであるので、これは、私はもうばらして地元の空調屋さんなり電気屋さん、またはそういうふうな太陽光発電等工事を行っている業者さんたちにお任せしたほうがよろしいんじゃないかと思って、反対いたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第73号について採決を行います。議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第5. 議案第74号

議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第74号平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 議案第74号平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

平成24年7月31日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第74号は、平成24年度築上町一般会計補正予算(第2号)でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額111億7,090万円に6,900万円を追加いたしまして、歳入歳出総額112億3,990万円とするものでございます。

歳出の主なものは、今月の13日から14日にかけて発生した「平成24年7月九州北部豪雨」による災害復旧費用6,900万円、これが、農地災害関係が1,967万3,000円、農業用施設災害3,418万4,000円、林業施設420万3,000円、道路橋梁費が300万円、河川費794万円の内訳でございます。

主に、これは災害査定を受けるために設計を、もう職員ではすべて手が、非常に箇所数が多数に及んでおります。お手元に配付しておるかと思えますけど、非常に広範囲に箇所数も多うございまして、外注で、これは地場業者のほうに手分けをしながら発注していこうと、こういう考え方で予算を一応提案させていただいております。

なお、この、いわゆる調査設計費につきましても、地元分担金474万円ほどいただくというようなことで計上させて、あとは、前年度の繰越金6,426万円ということで計上させていただいております。この予算が通りましたらすぐに、一応復旧箇所等の調査を行いながら、災害申請できるような書類づくりをやっていこうと、こういう状況でございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) この予算自体は、当然必要な予算というか、災害に対しての対策費というか復興のための費用になりますんで、早急に予算がついたら対応していただきたい。

特に、水路関係とか、田んぼの横のあぜとか、実際今も水田で田んぼで困ってる方々もいますんで、予算がついてなかなか執行しないことが多いんです、案外と。まだできてない、まだできてないと、半年もたってから稲刈りまで終わってしもうてからということになっても全然意味ないんで、予算がついたら早急に対応してやっていただきたいという、その体制をしっかりとれるのかどうなのか。

で、これだけの件数があれば、今の建設課の状態で実際やれるのかなと、応援体制とかそういうのを、つくる必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その体制づくりに対してどのような考えを持ってるかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 現状では、箇所数の把握ということではほぼ終わっております。あとは、それぞれ分担しながら何力所かずつ、いわゆるすべて外注する予定でございますので、外注の監督をしていくというようなことで、それぞれ建設課の職員が対応していけばできるのではなからうかなということで課長とも話をし、そして、基本的には災害復旧にのせるための、いわゆる設計書づくりでございますので、これを原形復旧という形になれば応急処理で、やっぱりそれぞれ農地であれば地元の皆さんでやっていただくという方向性もございますし、完全なる復旧という形には査定があるまでは、一応復旧というのは難しいかと考えておりますので、いわゆる被害を最小限に食いとめるための農地災害であれば仮畦畔を、いわゆる崩壊した手前から設けるなりの手だてをそれぞれの農家でやっていただくと、こういう指導を行っているところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 当然、国からの災害の対策の費用で対応しないといけない部分に関してはそうだろうと思います。

ただ、この中には重機借り上げ料とかそういうのもあって、早急に対応ができるものも予算として上がってるわけです。その分に対して、早急に対応をしてやってほしいということなんです。

それをするのに、ただ単に使いましたからといって、どんどん支払いをするということにならないと思うんですよ。事務処理とかそういうものが、建設課の職員にかなり負担がかかってくるのではないかなというふうに思うんです、件数も多いんで。

そういうときに、今の建設課の人数で事務処理の体制、要望が上がったときに、はい、いいですよとすぐに、きょうのあしたでもできるというぐらいの体制がとれているのかどうなのかと。今の状況を考えると、建設課の職員だけでやっていくというのは、すごく大変ではないかというふうに思うんですが、ほかの職員というか、ほかの課からの応援とかそういうふうな体制とかいうことは考えなくてもいいんですかという質問なんです。

議長(田村 兼光君) 建設課長、平尾君。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課長、平尾です。

発生当時、7月14日未明でしたけど、それ以降の災害発生報告、地元からの連絡とか、それとあと、町職員の見回りによって、どういうところに災害が発生しているかという調査については全町的に一度やりましたけど、その後、地元の方も雨が一段落してから田んぼとか周りのところに出かけていって、新たに発見できたというのがありまして、その被害報告を受け付けて現地の確認をするというところまでしか、今ちょっと現在いっておりません。

その中で、先ほど町長ありましたように、災害復旧事業、国の補助事業として対応ができるようなもの

については、今回予算的に業務委託をやるということでやっておりますけど、それ以外の、それにのらないような小災害については建設課職員、自前で測量ということも実際出てくると思います。

それで、人員につきましては、今現在発注する準備を、それとどういう箇所があるかという拾い上げの段階でございます。

それで、ある程度業務量がはっきりして、建設課職員でどうしてもということになれば、また執行部のほうにお願いして臨時的に応援を頼むとか、そういうことも考えていきたいと、これまた担当職員の執行の状況を見ながら決めていかなければならないと思っております。

それとあと、応急のことですけど、今回予算で重機借り上げを見ております。本議会で承認していただくつもりでっております。

しかし、今回は災害ということで緊急に閉塞された道路を開かないかないとか、それとか、災害が発生しましてもう10日以上たっておりますので、農業用関係の用水路につきましてはもう近々に、こういう晴天が続く、もう水がないということあります。

それで、そういうところに関しましては、きょう、議会で予算を承認していただくところですが、そういうやむを得ないところについては現地のほうで地元と相談しまして、どうしても急ぐところ、それと、どうしても地元で対応できないような大量な土砂があるようなところについては、もう段取りをしてくれというお願いをしております。

今議会で承認されてからの話でしょうが、ちょっと大変申しわけないんですけど、そういう緊急時ということを含んでいただいて了解をいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 予算がついたらというか、災害ですので迅速な対応を町執行部のほうにお願いしたいのと、もし人数が足りないとかそういうのがあれば、町長、副町長のほうとよく相談して体制づくりをつくって、住民になるべく迷惑のかからない体制づくりをして対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 当然、武道議員からも言われたように、災害復旧ですから早急に問題解決してもらおうと、住民のためにぜひ早急にやってもらわにゃいかんということは第一ですけども、その中で何力所か、これをずっと見ると地元の人から言われたところがこの中に、表の中に上がってないのがある。

それは、町が金を出してできない、補助金の対象にならないとかね、そういう事業かなとか思っているんですけど、そういったことを含めて、どっちにしても今度の大雨において地域住民が不便を余儀なく

されていることは事実ですから、それについて国や県の補助がつかない場合は町単独で、やっぱり前向きな姿勢でやるという意気込みを見せてほしいと。頼んでも、これはもううちの範囲じゃないとかね、じゃ、県の範囲でしたらいいような仕事やったら、県のほうに積極的に担当の職員が連絡をとりながら、地元の皆さんに安心するような説明をしてほしい。

例えば、松丸の井堰の問題ですよ、あれは県が池をつくってます。あの角のとこ今ほげて井堰が半分崩壊してある。県のほうに言うたら、県の工事にかかわることやるちゅうことで、関連になったやると言うたら、県は井堰については町のとこう言うんですね。町にしてみたら、この井堰やりかえるんやったら負担金が必要になります。災害で、地元の皆さんが自分とこの田んぼをつくるのに一生懸命になってやっと生活しよる状態の中で、あの大きな井堰をやりかえるのに設計費が数百万円かかるわけです。

その何割かを出してくれとか、あるいは、その工事に関する、個人のものやないんですが、井堰をやりかえるにしても地元負担と言ったら、うー、こりゃもう往生したねちゅう、みんなこう言いよるんですよ。

で、聞かれたもんですから、ちょっと話をして、こうして「何で対応してやらんのか」ちゅうて言うたら、結局は県がちゃんとやりますっていう結論を出してもらった。そういったことをすぐ、地元の皆さんが安心できるように説明をしていただくことも必要だと思います。

それと、町長が、これもうほとんど設計とか修理するまでに、災害を受けたところを補修するまでにかかる予算ですよ。実費かかるのは別だと思います。今、百十何カ所ぐらい120カ所近く上がってますけど、これを町長いわく、地元のそういう担当ちゅうかそういう仕事をしている人に極力お願いして、仕事をそこでしてもらおうと、町の職員がお手伝いをするというのを、私たちは言いました。というのは、人員の配置の問題で言われたときですね。

でも、果たして百十カ所もね、地元のどれだけ設計にかかわる業者がいるか知りませんが、地元だけで本当に対応できるのかと。

それは、何年かかってもいい、何年かに分けてするちゅうんなら別ですけど、災害ですから急を要するわけですから、できればやっぱり一日も早く予算を請求できるような資料を一日も早く全部つくったほうがいいと思うんです。こっちはできたけど、こっちはまだ間に合わないという形じゃなくして、やっぱ事は一日を急ぐわけですから、またこれから台風も来るシーズンになりますんで、一日も早くするためには、いつも地元業者を優先せということで僕ら言うんですけれども、今回は、この設計に関しては手分けして、してもらおうというような形をとるのも一つの方法だと思います。

そういう方向で考えていかなければ間に合わないと思いますし、真如寺の、もう今度の災害の前から言われとったんですが、家の裏がもうすぐ山と接近してるんですね。水が出たら水のはけ口がないから、稲がなえてもう農機具もつかってしもうとる。いつ人災が起こるかわからないこの状態で、これはどこかするんかちゅうことについても、町じゃちょっと無理やろうというような話を町側はしよるみたいですけど、町が無理なら県、県が無理なら国、それやったら当事者にも負担してもらえますかとかいう形をとらんと、

生命にかかわるがけ崩れが発生したときにね、だれが補償するんですかということを考えていただきたい。

早急に、そういったことについてできなければできないで、できる方向で一生懸命努力しましたけれどもできませんでしたというような報告を、地元の皆さんにしてもらわないと、町は言うてもいっぱい災害が出とるから相手してくれんちゅうような考え方を持った人もいますよ。

そういった点について、建設課長、この場をかりて言うんですけど、やっぱり部下を本当に配置して、それで足りなければ武道議員が言われるように、やっぱりそういった過去の建設事業に携わった職員を、執行部と話し合っ、建設課のほうに一時的にかりるといような形で早急に解決していただけますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、吉元議員から質問ございましたが、国の査定日がまだ決まっておりません。決まればそれに、査定にのる分と明らかにのらないという分がございます。のらない分は、町単でやるという形になりましょう。

それも、受益者の皆さんが、ある程度これは地元分担金ということで、いわゆる事業費の3割以内という町の条例がございます。この条例の以内ということで極力軽減は、私はやっていきたいと思っておりますけれど、そういうことで受益者がぜひ負担金を出すからやりますという形であれば、農地災害の分は、これは当然条例でございます。

それから今、裏山が壊れたというものについては、1軒ではこれはもう当然できないという形になっております。ただ、水路がもしあれば、水路の改修ということで原材料を支給してほしいということであれば、これは原材料支給であれば、町のほうは原材料支給をやるようにしておるところでございます、あと工事になれば、これは負担金を出していただくという形になりましょうけど、そういう形で国の災害査定にのらないものについては極力、時期は国に並行して行わなければなりませんので、今すぐということ、両方設計していかにかいにかんと思っておりますので、これはできるだけ早くはやりたいと考えております。査定日が、ちょっとまだ決まっておりますけど、これには完全に間に合うような形でやらざるを得ないと。その場合、職員が足りなければ当然職員の増員も、経験職員の増員もあり得ると。

それからまた、他町村の業者にも応援求めるとい場合も、査定に間に合わなければどうしようもありませんので、間に合うようにさせていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) それやないでも、設計に関しては、業者は何千万も仕事とって何カ所も仕事しよるといようなことを、おかしいんじゃないかと言われるような指摘もされてること、町長御存じでしょうから、また、その人に迷惑かけるようなこともしたらいけないと思うんですよね。本当にそういうことあっちゃいけないと思いますし、それと町長、今、個人負担がどうのこうのと言いましたけど、じゃ家が建っ

とって家も建てかえられん、本当はもうそこからのきたいですよ。

でも、もう親の代からあってそこしか住むとこないで、金がなかったら金がない者は死ねちゃうんですか、町長。築上町では金がない者は死ねで、そりゃ確かに予算がつかないかもしれないけど、もうそこは危険ですから、どうぞ住宅かなんかにちょっと引っ越してもらえませんかちゅうような、またそういう話とか、相手になるほどちゅう理解してもらえらるようなやっぱ話を、対応しないと、同じ住民でしょ。

例えば、築城の駅前に住んでて水の災害ありませんよて。じゃ、寒田の山やて裏山いつ崩れるかわからん危険性は、いつ死ぬかわからん。死んだ後じゃもう間に合わないんですよ。

そういったところについては、全部国や県の補助がつかないから、町単でもできない。じゃ、何割負担してもらわにゃいかん、そりゃ決まりはあるでしょ。あるでしょうけれども、じゃ個人にそれを、あのうちだけしてやったというようなことを町民言うでしょうか、言わないでしょう。命にかかわるような問題だったら。

そういったことも、前向きに検討していただきたいということと、それと、工事をするに当たって今、安武の上方と下方の消防ポンプ小屋のところですね、通行どめになってます。道路、西郷川の堤防のところ、ずっと舗装はがれてですね、もう車通行どめにしたんです。あれ、毎日通る人も不自由しよと思うんですよ。

また、それに関連して、ちょっとここを広くしてもらったら救急車が入れるけど、地権者がうんちゅう言わんやったけど、今回は、入り口のどこ入れるようにはしてもよかるうちゅうような返事もろうとらしいんですよ。

だから、そういったところも、ただ、本当に崩れとるところからちょっと1メートル延ばしていただいたら、皆さんが助かるというようなこともありますので、工事を行うときには、そういった地元の人たちの意見を聞きながら、まず、やっぱり使い勝手のいい道路にしていきたいということをお願いしております。

議長(田村 兼光君) いいですか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この資料によりますと、旅費が福岡市と熊本市とかいうように上がっておりますが、これは専門の方に依頼するための旅費なんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課長、平尾です。

この件につきまして、農業災害ですね、農業施設災害につきましては、大きな工種、特殊なため池とか井堰については、査定を受ける前に所管の省庁、農業災害で言えば、農水省の専門の技術者の方の事前の審査を受けるようになっております。

それを受けた後に、本査定ということになっておりますので、手続上、熊本にあります農政局のほうに事前審査、それとあと、福岡のほうにつきましては、これは災害査定は各所管の省庁の査定官と財務局の立会人が同時に現地に来て査定しますので、先ほど農政局の技術のほうに見てもらおうと同じように、

財務支局のほうの事前査定を受けて、それで本査定に臨むという形になりますので、福岡市と熊本市の職員の出張旅費を計上しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 先ほどから、山の治山の話をしてますけど、これ僕この前1カ所見に行ったんですけどね、治山ダムは3種類あるんですよ。皆さん、御存じかどうか知りませんが、

治山事業と復旧治山事業と予防治山事業に関しては、復旧と予防治山に関しては下に家が、たしか治山事業は5軒以上かな、ないとできなかつたと思うんですけど、予防治山と復旧治山は、下に家屋がないでもこれできると思うんですよ。だから、その辺の知識がないような、この前職員にちょっと言ったんですが、そういうふうな知識がないようにあるんですが、皆さん、その辺承知してますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、承知はしております。

県土事務所のやる分と、それから農林事務所の森林土木がやる分という、そういう……それとあとは、急傾斜地であれば、これは町でもやる事業がございますんでそれはそれで、これも戸数がたくさんなきゃ、今やってるのは旧椎田の福間地区、ここは急傾斜地で町がやった状況がございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 急傾斜地、僕の時代からずっとやって、もうあそこはそれと全く種類が違う話やけど、県の治水・治山は、県営の河川とかに治山でも来るけど、農水省は山林ですよ、林野庁の。だから、それにそういう種類がありますっていうことです。まあいい、わからんだろうからな。

議長(田村 兼光君) もういいですか。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。議案第74号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、臨時会終了後、全員協議会を開催しますので、議会委員会室へお集まりください。  
これで、平成24年第1回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員